

この社会

あなたの税が

いきている

市では、社会福祉の充実、下水道・道路・公園などの整備、教育の振興、消防や災害対策など、幅広い活動を行っています。これには多くの費用が必要となり、この財源に充てられるのが税金です。
税金は、生活の向上と安定のために、私たちが負担しなければならぬ、共同社会を維持するための会費といえます。

休日・夜間納税相談をご利用ください

平日の昼間、市役所に市税の納付・納税相談に来られないみなさんに、「休日・夜間納税相談」を実施しています。ぜひ、ご利用ください。

とき 休日／1月31日(日)
午前8時30分～午後5時
夜間／1月12日(火)
午後5時15分～9時

※保険年金課は休日のみ。

ところ 市役所納税課、保険年金課

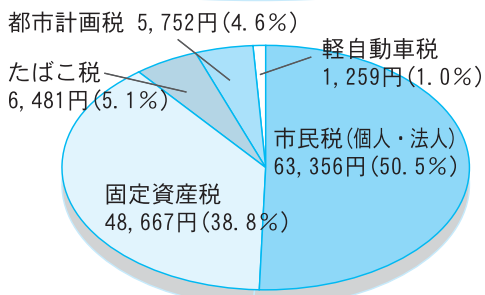
問合せ 納税課 ☎(43)1111 内線155

FAX(43)1125

保険年金課 ☎(43)1111 内線146

FAX(43)1125

平成20年度 市民1人あたりの市税納付内訳



※市民1人あたりの納付額 125,515円

納付税額は
約68億7千万円

平成20年度の市税の調定額(年度内に納められるべき税金の額)75億4807万9千円に対し、年度内に納められた税金の額は68億7018万8千円でした。

埼玉県による個人 住民税の直接徴収

個人県民税の賦課徴収は、原則、市が個人市民税の賦課徴収と併せて行っています。しかし、厳しい財政状況の中、財源確保や公平性の向上、そして滞納税額の早期完納のため、11月から一定期間、県特別徴収対策室および春日部県税事務所が直接、財産差押えなどによる強制徴収を実施しています。これは、地方税法第48条の規定に基づき行われます。

差押えや公売を実施

市税は、教育や福祉、基盤整備を進めるための貴重な財源です。このようなことから、市では法律などの定めるところにより、不動産や預・貯金などの差押えを実施しています。また、財源を確保するとともに「税負担の公平性」に努めていくため、差押えた不動産の公売も実施しています。

問合せ 納税課 ☎(43)1111
11内線155・FAX(43)1125

市税の種類

市税にはどんな種類があるのでしょうか。ここでは、主な市税について紹介します。



◆市民税

前年中の所得にもとづき、1月1日現在、住所のある市町村にかかる税です。市内に住んでいなくても、市内に事務所や家屋敷などを

持っている人には均等割のみ課税されます。

◆固定資産税

1月1日現在で土地、家屋、償却資産を持っている人にかかる税です。税率は1・4%です。

◆軽自動車税

4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を持っている人にかかる税です。

◆法人市民税

法人が、事務所や事業所、寮などのある市町村に、申告納付する税です。

お勧めします！安全で便利な口座振替を！

口座振替を利用すると、指定の預・貯金口座から各納期ごとに振替納税されるので、現金を持ち歩く必要がなく、安全で大変便利です。うっかり忘れてしまうこともなく、納税したことが預・貯金通帳にも記載されます。

※市県民税・固定資産税は、第1期の納期限日に全期一括での振替も可能です。

▼申込み方法

- 1** 口座振替依頼書(納税通知書の最終ページまたは市内の金融機関で配布)に必要な事項を記入します。
- 2** 口座振替依頼書、印鑑、預・貯金通帳、納税通知書を持って口座振替取扱金融機関で手続きをします。
- 3** 口座振替取扱金融機関から市役所に申込書の控えが届き、電算機に入力して手続きが完了します。
- 4** 各市税の納期限日に口座から引き落とされます。通帳に記帳した際に、誤りのないことを確認してください。

◆口座振替取扱金融機関など

- 埼玉りそな銀行、りそな銀行、武蔵野銀行、栃木銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫の各本・支店
- 埼玉みずほ農協の各本・支店
- ゆうちょ銀行(旧郵便局)

◆申込時に必要な物

- ①預・貯金通帳
- ②印鑑(預・貯金通帳に使用しているもの)
- ③納税通知書
- ④口座振替依頼書

※口座振替依頼書は、納税通知書の最終ページに付いています。また、市内の金融機関、納税課窓口でも配布しています。必要な人には郵送しますのでご連絡ください。

問合せ 納税課 ☎(43)1111 内線152・FAX(43)1125

社会保険料控除のための所得 参考資料の郵送について

平成21年中に納付していただいた国民健康保険税、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料および後期高齢者医療保険料については、平成21年分の所得税確定申告、市県民税の所得申告の際に「社会保険料控除」の対象となります。

市では、納付された金額を記載した「平成21年所得申告参考資料」を1月22日(金)に郵送いたします。申告の際に資料として提出してください。

なお、65歳以上の人については、普通徴収の人だけにお送りします。特別徴収(年金からの天引き)の人は、1月下旬に社会保険庁から郵送される「公的年金の源泉徴収票」を所得の申告に使用してください。

問合せ ○国民健康保険税

については納税課 ☎(43)1111 内線152 ○介護保険料については介護福祉課 ☎(42)8444 ○後期高齢者医療保険料については保険年金課 ☎(43)1111 線147

◆都市計画税

市街化区域の都市計画事業に要する費用に充てるための税で、1月1日現在で市街化区域内に土地や家屋などを持っている人に課税されます。税率は0・27%です。

◆たばこ税

たばこ税は、たばこの製造者・卸売販売業者などが納めますが、たばこの定価に含まれていますので、実際に税金を負担しているのは購買者になります。

◆国民健康保険税

加入者全員が医療費の一部を負担し合い、医療費の負担を軽減する相互扶助を目的とした国民健康保険制度のための税です。

国民健康保険税は、世帯の中の加入者全員の分をまとめて算定され、納税義務者(税を納めなければならない人)は、国民健康保険の加入・未加入にかかわらずその世帯の世帯主になります。

